

赤平おためし暮らし住宅利用について

利用者の遵守事項

- ・使用者は使用料を納めた後に、赤平市長から当該住宅の鍵を受取、留守や就寝時に施錠するなど善良に管理してください。この場合において、鍵を紛失したときは、速やかに赤平市長にその旨を報告してください。
- ・火気の取扱いに注意し、水道の凍結を防止するとともに、備付けの備品、什器類を適切に取り扱ってください。
- ・ごみは、決められたルールに従い排出してください。
- ・住宅の使用期間が満了したときは、直ちに清掃して住宅を現状に復し、備品一覧表に基づき確認していただき、赤平市長に住宅の鍵を返却してください。

利用者の住宅における禁止事項

- ・申込書に記載した使用者以外の者を宿泊させること。
- ・物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- ・就業すること。
- ・興行を行うこと。
- ・ペットを同伴すること。
- ・展示会、その他これに類する催しをすること。
- ・文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- ・宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- ・近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- ・住宅の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- ・住宅内の造作、間仕切り及び模様替えをすること。
- ・その他住宅の使用にふさわしくない行為をすること。